

**令和6年第2回泉南市議会定例会議案書  
(付議案件綴及び同説明資料綴)**



## 議 案 一 覧 表

(令和6年6月5日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	放棄した債権の報告について	5
報 告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	7
報 告	3	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	23
報 告	4	専決処分の承認を求めるについて（令和6年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号））	29
報 告	5	令和5年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	45
報 告	6	令和5年度大阪府泉南市馬場財産区会計繰越明許費繰越計算書について	47
議 案	1	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	49
議 案	2	南部大阪都市計画幡代三丁目・馬場三丁目地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例の制定について	51
議 案	3	泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	59
議 案	4	泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	61
議 案	5	泉南市空家等対策協議会に関する条例の一部を改正する条例の制定について	63

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	6	泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	65
議 案	7	令和6年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）	67
議 案	8	令和6年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	89

報告第1号

## 放棄した債権の報告について

泉南市債権管理条例（平成30年泉南市条例第2号）第19条第1項の規定に基づき、市の債権について下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月5日提出

泉南市長 山本 優真

### 債権放棄調書

債権放棄年月日：令和6年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	令和5年度の放棄した債権		
		年度	金額	備考
生活保護法第63条による返還金	第4号該当 (相続放棄等)	令和5年度	294,895円	
生活保護法第78条による徴収金	第4号該当 (相続放棄等)	平成14年度	632,326円	
生活保護法第78条による徴収金	第3号該当 (破産法による免責)	平成24年度	1,458,326円	

返還金（誤納付に係る返還金）	第5号該当 （徴収停止後相当期間経過）	令和4年度	2,400円	
計			2,387,947円	

報告第2号

## 専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月5日提出

泉南市長 山本優真

### 1 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

#### 専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、市民税、固定資産税等に関する制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、専決処分したものである。

専決甲第2号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月31日専決

泉南市長 山本 優真



## 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第42条第2項中「によつて、」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第42条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第60条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第60条第3項中「によつて、」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第119条の3第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない

第119条の3第3項中「によつて」を「により」に改める。

附則第6条の2の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第6条の2の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除す

べき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第6条の2の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第19条、第22条から第23条の3まで、附則第4条第2項、附則第6条第1項、附則第6条の2の3の2第1項、前条及び附則第9条の10の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第23条第2項、第38条の5第1項及び前条の規定の適用については、第23条第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第38条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第6条の2の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第6条の2の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人市民税の納税通知書に関する特例）

第6条の2の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第32条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控

除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはなしとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはなしとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはなしとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第38条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第6条の2の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第38条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第6条の2の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第38条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第38条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、

特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相

当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
  - (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第38条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の2の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
  - 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
    - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別

徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第38条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第38条の5第2項の規定により読み替えられた第38条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第38条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係

る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の2の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第38条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第6条の2の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第19条、第22条から第23条の3まで、附則第4条第2項、附則第6条第1項、附則第6条の2の3の2第1項、附則第6条の2の4及び附則第9条の10の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第6条の3第2項中「前条」を「附則第6条の2の4」に改め、同条第3項中「第23条の3第1項」の次に「、附則第6条の2の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第23条の3第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第6条の2の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第6条の3第2項及び」と、前条中「附則第6条の2の4及び」とあるのは「附則第6条の2の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第6条の4の2中第21項を削り、第20項を第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。



附則第6条の4の2第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項中「附則第15条第42項」を「法附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第22項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分1とする。

附則第6条の5の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第6条の6の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第6条の7の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第6条の8中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に改め、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第6条の9の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令

和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第6条の10第4項を削る。

附則第6条の11第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第7条の2の2中「又は第4項」を削る。

附則第7条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第8条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第9条の2第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の2の5及び附則第6条の2の8の規定の適用については、附則第6条の2の5第1項及び附則第6条の2の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第9条の2の2第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の2の5及び附則第6条の2の8の規定の適用については、附則第6条の2の5第1項及び附則第6条の2の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第9条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第9条の3第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の2の5及び附則第6条の2の8の規定の適用については、附則第6条の2の5第1項及び附則第6条の2の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第9条の6第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の2の5及び附則第6条の2の8の規定の適用については、附則第6条の2の5第1項及び附則第6条の2の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第9条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第10条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の2の5及び附則第6条の2の8の規定の適用については、附則第6条の2の5第1項及び附則第6条の2の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第11条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の2の5及び附則第6条の2の8の規定の適用については、附則第6条の2の5第1項及び附則第6条の

2の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第11条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の2の5及び附則第6条の2の8の規定の適用については、附則第6条の2の5第1項及び附則第6条の2の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第11条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の2の5及び附則第6条の2の8の規定の適用については、附則第6条の2の5第1項及び附則第6条の2の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第11条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の2の5及び附則第6条の2の8の規定の適用については、附則第6条の2の5第1項及び附則第6条の2の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第11条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の2の5及び附則第6条の2の8の規定の適用については、附則第6条の2の5第1項及び附則第6条の2の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の泉南市市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。



報告第3号

## 専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月5日提出

泉南市長 山本優真

### 1 泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

#### 専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、都市計画税に関する制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、専決処分したものである。

専決甲第3号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月31日専決

泉南市長 山本 優真



## 泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和36年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第7項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第8項及び第9項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第10項及び第11項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第14項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第15項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第17項中「附則第7項、第8項」を「附則第8項」に改める。

附則第18項中「、第32項、第34項、第35項、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「、第33項、第34項、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第19項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の泉南市都市計画税賦課徴収条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画

税については、なお従前の例による。



報告第4号

## 専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月5日提出

泉南市長 山本優真

### 1 令和6年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

#### 専決理由

物価高騰の影響を受けている世帯等の支援に要する経費について、緊急に予算措置する必要性が生じたことから、専決処分したものである。

専決甲第4号

## 令和6年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ808,222千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,523,777千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月17日専決

泉南市長 山本優真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,369,892	808,222	6,178,114
	2 国庫補助金	975,626	808,222	1,783,848
歳入合計		27,715,555	808,222	28,523,777

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		12,673,360	808,222	13,481,582
	1 社会福祉費	4,871,813	808,222	5,680,035
歳 出	合 計	27,715,555	808,222	28,523,777



令和6年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）事項別明細書



歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
15 国庫支出金		5,369,892	808,222	6,178,114			
(2) 国庫補助金		975,626	808,222	1,783,848			
	2) 民生費国庫補助金	157,181	808,222	965,403	1. 社会福祉費補助金	808,222	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
歳 入 合 計		27,715,555	808,222	28,523,777			

款 15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

歳 出

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
3 民生費	12,673,360	808,222	13,481,582	808,222		
				国庫支出金		
				808,222		
(1) 社会福祉費	4,871,813	808,222	5,680,035	808,222		
				国庫支出金		
				808,222		
1) 社会福祉総務費	180,794	808,222	989,016	808,222		
				国庫支出金		
				808,222		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	345	
				10. 需用費	350	
				11. 役務費	10,654	
				12. 委託料	9,373	
				13. 使用料及び賃借料	400	
				18. 負担金、補助及び 交付金	787,100	
[17] 生活困窮者緊急 生活支援金給付 事業（追加分）	10,500	2,100	12,600	2,100		生活福祉課
				国庫支出金		
				2,100		
				[ 社会福祉費補助金		
				2,100 ]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	2,100	生活困窮者緊急生活支援金
[21] 生活困窮者緊急 生活支援金給付 事業（新たに非 課税等となる世 帯）	0	240,636	240,636	240,636		生活福祉課

				国庫支出金 240,636 [ 社会福祉費補助金 240,636 ]		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	148	超勤手当
				10. 需用費	200	消耗品費
				11. 役務費	1,962	郵便料 724 口座振替手数料 1,238
				12. 委託料	3,326	電算委託料 801 電算システム改修委託料 550 人材派遣委託料 1,975
				18. 負担金、補助及び 交付金	235,000	生活困窮者緊急生活支援金
[22] 物価高騰対応重点支援給付金給付事業（調整給付）	0	565,486	565,486			生活福祉課
				国庫支出金 565,486 [ 社会福祉費補助金 565,486 ]		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	197	超勤手当
				10. 需用費	150	消耗品費
				11. 役務費	8,692	郵便料 2,894 電話料 100 口座振替手数料 5,698
				12. 委託料	6,047	電算委託料 1,889 電算システム改修委託料 1,375 会場設営委託料 150 人材派遣委託料 2,633
				13. 使用料及び賃借料	400	機械・器具借上料
				18. 負担金、補助及び 交付金	550,000	物価高騰対応重点支援給付金

## 款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
歳 出 合 計	27,715,555	808,222	28,523,777			
				国庫支出金 808,222		

## 給 与 費 明 細 書

### 2. 一般職

#### (1) 総括（会計年度任用職員を含む）

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 387 (417)	千円 397,770	千円 1,835,287	千円 1,430,884	千円 3,663,941	千円 671,601	千円 4,335,542	
補正前	387 (417)	397,770	1,835,287	1,430,539	3,663,596	671,601	4,335,197	
比 較	0 0	0	0	345	345	0	345	

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		補正後	千円 38,988	千円 112,866	千円 52,800	千円 21,223	千円 99,226	千円 1,224	千円 38,771
	補正前	38,988	112,866	52,800	21,223	98,881	1,224	38,771	4,800
	比 較	0	0	0	0	345	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 17,020	千円 474,044	千円 368,580	千円 201,342				
	補正前	17,020	474,044	368,580	201,342				
	比 較	0	0	0	0				

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 387 (152)	千円 0	千円 1,835,287	千円 1,341,819	千円 3,177,106	千円 615,499	千円 3,792,605	
補正前	387 (152)	0	1,835,287	1,341,474	3,176,761	615,499	3,792,260	
比 較	0 (0)	0	0	345	345	0	345	

※（ ）内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		補正後	千円 38,988	千円 112,866	千円 52,800	千円 21,223	千円 99,226	千円 1,224	千円 38,771
	補正前	38,988	112,866	52,800	21,223	98,881	1,224	38,771	4,800
	比 較	0	0	0	0	345	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 17,020	千円 426,013	千円 327,546	千円 201,342				
	補正前	17,020	426,013	327,546	201,342				
	比 較	0	0	0	0				



(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
職員手当等	千円	その他の増減分	千円	生活困窮者緊急生活支援金給付事業に伴う増加	超過勤務手当
	345		148		
			197	物価高騰対応重点支援給付金給付事業に伴う増加	345 千円

## 参 考

## 款 別 現 計 予 算 表

## 1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,710,363		8,710,363	30.5
2 地方譲与税	169,180		169,180	0.6
3 利子割交付金	4,800		4,800	—
4 配当割交付金	45,700		45,700	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	43,200		43,200	0.2
6 法人事業税交付金	173,800		173,800	0.6
7 地方消費税交付金	1,394,100		1,394,100	4.9
8 ゴルフ場利用税交付金	37,200		37,200	0.1
9 環境性能割交付金	33,500		33,500	0.1
10 地方特例交付金	266,268		266,268	0.9
11 地方交付税	4,163,828		4,163,828	14.6
12 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000	—
13 分担金及び負担金	57,937		57,937	0.2
14 使用料及び手数料	334,581		334,581	1.2
15 国庫支出金	5,369,892	808,222	6,178,114	21.7
16 府支出金	2,386,656		2,386,656	8.4
17 財産収入	38,466		38,466	0.1
18 寄附金	1,203,006		1,203,006	4.2
19 繰入金	1,995,000		1,995,000	7.0
20 諸収入	296,078		296,078	1.0

(単位：千円・%)

21 市債	984,000		984,000	3.5
歳入合計	27,715,555	808,222	28,523,777	100.0

## 2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	207,259		207,259	0.7
2 総務費	2,897,147		2,897,147	10.1
3 民生費	12,673,360	808,222	13,481,582	47.3
4 衛生費	2,043,754		2,043,754	7.2
5 農林水産業費	226,490		226,490	0.8
6 商工費	246,676		246,676	0.9
7 土木費	2,319,189		2,319,189	8.1
8 消防費	852,998		852,998	3.0
9 教育費	2,774,544		2,774,544	9.7
10 公債費	2,235,615		2,235,615	7.8
11 諸支出金	1,218,523		1,218,523	4.3
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	27,715,555	808,222	28,523,777	100.0

## 令和5年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和5年度大阪府泉南市一般会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

### 令和5年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
総務費	総務管理費	第三者委員会事業	円 15,131,000	円 14,541,000	円	円	円 14,541,000
総務費	戸籍住民基本台帳費	住民登録事務事業	5,764,000	5,764,000		5,764,000	
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍事務事業	7,689,000	7,689,000		7,689,000	
民生費	社会福祉費	生活困窮者緊急生活支援金給付事業（追加分）	578,380,000	23,570,000		23,570,000	
民生費	社会福祉費	生活困窮者緊急生活支援金給付事業（住民税均等割のみ課税世帯）	156,213,000	155,268,000		155,268,000	
民生費	社会福祉費	生活困窮者緊急生活支援金給付事業（こども加算分）	169,057,000	169,057,000		169,057,000	
民生費	社会福祉費	総合福祉センター改修事業	25,800,000	9,713,900		7,200,000	2,513,900

衛生費	保健衛生費	人件費事業	1,032,000	1,032,000		1,032,000	
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	5,308,000	5,308,000		5,308,000	
農林水産業費	農業費	農道水路改修事業	4,257,000	4,256,738		1,700,000	2,556,738
農林水産業費	農業費	堀河ダム維持管理事業	2,500,000	582,000		200,000	382,000
土木費	道路橋梁費	道路新設改良事業	25,996,000	25,996,000		24,598,000	1,398,000
土木費	都市計画費	公園緑地等維持管理事業	3,658,000	3,657,500			3,657,500
土木費	都市計画費	砂川樋井線新設事業	108,950,000	108,949,900		107,544,212	1,405,688
災害復旧費	農林水産業施設 災害復旧費	農業施設災害復旧事業	15,526,000	15,526,000			15,526,000
合 計			1,125,261,000	550,911,038		508,930,212	41,980,826

令和6年6月5日提出

泉南市長 山本優真

## 令和5年度大阪府泉南市馬場財産区会計繰越明許費繰越計算書について

令和5年度大阪府泉南市馬場財産区会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

### 令和5年度大阪府泉南市馬場財産区会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
総務費	総務管理費	財産管理事業	円 1,065,000	円 1,065,000	円	円	円 1,065,000

令和6年6月5日提出

泉南市長 山本優真





議案第1号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年6月5日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内  
氏 名 清水 修（しみず おさむ）  
生年月日 ○年○月○日  
職 業 団体職員

提案理由

人権擁護委員清水修氏が、令和6年12月31日をもって任期満了となるが、最適任者と認め再推薦したいので、意見を求めるものである。

## 議案第1号参考

## 清水 修 氏 経歴

昭和54年	3月	大阪教育大学卒業
同 54年	4月	泉佐野市立日根野小学校勤務
平成29年	3月	泉佐野市立第三小学校退職
同 30年	2月	一般社団法人 泉南市人権協会勤務（現在に至る）
令和 6年	6月	泉南市人権擁護委員（1期目）（現在に至る）

議案第 2 号

南部大阪都市計画幡代三丁目・馬場三丁目地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例の制定について

南部大阪都市計画幡代三丁目・馬場三丁目地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

南部大阪都市計画幡代三丁目・馬場三丁目地区地区計画の区域内における適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図るため、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 2 第 1 項及び都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、当該区域内における建築物及び緑化率の最低限度の制限を定める必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 南部大阪都市計画幡代三丁目・馬場三丁目地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画幡代三丁目・馬場三丁目地区地区計画（令和5年泉南市告示第45号。以下「幡代三丁目・馬場三丁目地区地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づく建築物の緑化率の最低限度を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）及び都市緑地法並びに幡代三丁目・馬場三丁目地区地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、幡代三丁目・馬場三丁目地区地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 幡代三丁目・馬場三丁目地区地区計画の区域内で、別表の1の項に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、45,000平方メートル以上でなければならない。

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) この条例を改正する条例による改正（この条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する条例を制定することを含む。）後の前項の規定の適用の際、同項の規定に相当する従前の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に相当する従前の規定に違反することとなる土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

（壁面の位置の制限）

第6条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離（以下この条において「外壁の後

退距離」という。)は、別表の2の項に掲げる数値以上でなければならない。ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。
- (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。

(高さに関する制限)

第7条 建築物の高さは、31メートル以下でなければならない。

- 2 前項の建築物の高さの算定については、建築基準法施行令第2条第1項第6号ロ及びハに定めるところによる。

(緑化率の最低限度)

第8条 緑化率(建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)は、10分の2以上でなければならない。

- 2 前項の規定による緑化率の基礎となる緑化施設の面積の算出方法は、都市緑地法施行規則(昭和49年建設省令第1号)第9条の規定による。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第9条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築する場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。

- (1) 増築又は改築が、基準時(法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるもので、かつ、増築又は改築後における建築物の延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項又は第2項及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(公益上必要な建築物等の特例)

第10条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は土地の利用状況に照らして良好な市街地環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、その許可の範囲内で第4条から第7条までの規定は適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、泉南市宅地開発等審査会の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の規定により第4条に係る許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可をしようとする建築物の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに告示しなければならない。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第5条から第7条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第5条の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者

(4) 法第87条第2項又は第3項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

- 2 第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者とし、建築物が完成した後においては、当該建築物の所有者、管理者又は占有者）は30万円以下の罰金に処する。
- 3 第1項第2号又は前項に規定する違反があった場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して各本項の罰金刑を科する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前3項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

（委任）

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

1	建築物の用途の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 倉庫業を営む倉庫</li> <li>(2) 倉庫業を営まない倉庫</li> <li>(3) 事務所の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</li> <li>(4) 保育所の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</li> </ul>
---	-----------	--



- (5) 診療所の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの
- (6) 店舗の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）
- (7) 飲食店の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの（建築基準法別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げるものを除く。）
- (8) 工場の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの（建築基準法別表第2（る）項第1号に掲げるもの、並びに建築基準法施行令第130条の2の2第1項第2号に掲げる産業廃棄物処理施設を除く。）
- (9) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの（建築基準法施行令第130条の9の表に定める「準工業地域」の数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物を除く。）

		<p>(10) 自動車車庫</p> <p>(11) 前各号の建築物に附属するもの（前各号に掲げる用途で規模が定められているものはその範囲内に限る。）</p>
2	壁面の位置の制限	<p>(1) 建築物の高さが10m以下の部分は、4m以上</p> <p>(2) 建築物の高さが10mを超え、20m以下の部分は、6m以上</p> <p>(3) 建築物の高さが20mを超え、30m以下の部分は、8m以上</p> <p>(4) 建築物の高さが30mを超える部分は10m以上</p>

議案第 3 号

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の一部改正により、介護予防支援事業者の指定対象が拡大されたことに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

(泉南市附属機関に関する条例の一部改正)

第1条 泉南市附属機関に関する条例(昭和46年泉南市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「泉南市地域密着型サービスの運営に関する委員会」を「泉南市地域密着型サービス及び介護予防支援の運営に関する委員会」に、「地域密着型サービスの指定、指定基準及び介護報酬並びに運営評価に関する事項」を「地域密着型サービス及び介護予防支援の指定等に関する事項」に改める。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第2条 報酬及び費用弁償条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「地域密着型サービスの運営に関する委員会委員」を「地域密着型サービス及び介護予防支援の運営に関する委員会委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する（令和 6 年内閣府令第 18 号）により、保育士、保育従事者の配置基準が見直しされたことに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第 5 号

泉南市空家等対策協議会に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市空家等対策協議会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 0 号）の施行に伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市空家等対策協議会に関する条例の一部を改正する条例

泉南市空家等対策協議会に関する条例（平成28年泉南市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条」に改める。

第2条第1号中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 6 号

泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程が令和 6 年 3 月 1 日に公布されたことに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市下水道条例の一部を改正する条例

泉南市下水道条例（平成5年泉南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「1月ごとに」を「隔月に2月分を一括して」に改め、同項ただし書中「2月ごと」を「1月ごと」に改め、同条第3項中「毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、集金又は」を削り、「納入通知書」の次に「による払込み、口座振替又はその他の方法」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第7号

令和6年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ366,174千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,889,951千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年6月5日提出

泉南市長 山本優真

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		4,163,828	12,930	4,176,758
	1 地方交付税	4,163,828	12,930	4,176,758
15 国庫支出金		6,178,114	211,165	6,389,279
	1 国庫負担金	4,374,177	197,723	4,571,900
	2 国庫補助金	1,783,848	13,442	1,797,290
16 府支出金		2,386,656	4,330	2,390,986
	1 府負担金	1,740,738	3,587	1,744,325
	2 府補助金	552,381	743	553,124
19 繰入金		1,995,000	47,386	2,042,386
	1 基金繰入金	1,985,982	47,386	2,033,368
20 諸収入		296,078	90,363	386,441
	3 雑入	289,069	90,363	379,432
歳入合計		28,523,777	366,174	28,889,951

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,897,147	20,030	2,917,177
	1 総務管理費	2,330,595	10,930	2,341,525
	2 徴税費	315,569	9,100	324,669
3 民生費		13,481,582	210,420	13,692,002
	2 児童福祉費	3,771,261	210,420	3,981,681
4 衛生費		2,043,754	134,749	2,178,503
	1 保健衛生費	704,275	134,749	839,024
7 土木費		2,319,189	975	2,320,164
	4 都市計画費	1,575,024	975	1,575,999
歳 出	合 計	28,523,777	366,174	28,889,951

## 第2表 債務負担行為補正

## 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
ガバメントクラウド接続回線利用事業 (令和6年度)	令和6年度～ 令和11年度	40,458千円

令和6年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）事項別明細書





歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
11	地方交付税	4,163,828	12,930	4,176,758			
( 1)	地方交付税	4,163,828	12,930	4,176,758			
	1) 地方交付税	4,163,828	12,930	4,176,758	1. 地方交付税	12,930	普通交付税
15	国庫支出金	6,178,114	211,165	6,389,279			
( 1)	国庫負担金	4,374,177	197,723	4,571,900			
	1) 民生費国庫負担金	4,372,699	197,723	4,570,422	2. 児童福祉費負担金	197,723	児童手当負担金
( 2)	国庫補助金	1,783,848	13,442	1,797,290			
	1) 総務費国庫補助金	171,993	5,803	177,796	1. 総務管理費補助金	5,803	デジタル基盤改革支援補助金
	2) 民生費国庫補助金	965,403	7,152	972,555	2. 児童福祉費補助金	7,152	子ども・子育て支援事業費補助金(家庭支援課)
	4) 土木費国庫補助金	519,255	487	519,742	2. 都市計画費補助金	487	社会資本整備総合交付金(審査指導課)
16	府支出金	2,386,656	4,330	2,390,986			
( 1)	府負担金	1,740,738	3,587	1,744,325			
	1) 民生費府負担金	1,740,738	3,587	1,744,325	2. 児童福祉費負担金	3,587	児童手当負担金
( 2)	府補助金	552,381	743	553,124			
	1) 総務費府補助金	16,640	500	17,140	1. 総務管理費補助金	500	2025年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金
	6) 土木費府補助金	123,764	243	124,007	3. 都市計画費補助金	243	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金
19	繰入金	1,995,000	47,386	2,042,386			

款 19 繰入金

## 款 19 繰入金 項 1 基金繰入金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
( 1 ) 基金繰入金		1,985,982	47,386	2,033,368			
	1) 財政調整基金繰入金	200,000	46,886	246,886	1. 財政調整基金繰入金	46,886	財政調整基金繰入金
	4) ふるさと泉南水な す基金繰入金	819,784	500	820,284	1. ふるさと泉南水な す基金繰入金	500	ふるさと泉南水なす基金繰入金
20 諸収入		296,078	90,363	386,441			
( 3 ) 雑入		289,069	90,363	379,432			
	2) 雑入	287,869	90,363	378,232	4. 雑入	90,363	自治宝くじコミュニティ助成金（政策推進課） 新型コロナワクチン接種助成金
歳 入 合 計		28,523,777	366,174	28,889,951			2,500 87,863

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	2,897,147	20,030	2,917,177	10,930	9,100	
				国庫支出金		
				7,430		
				府支出金		
				500		
				繰入金		
				500		
				諸収入		
				2,500		
(1) 総務管理費	2,330,595	10,930	2,341,525	10,930		
				国庫支出金		
				7,430		
				府支出金		
				500		
				繰入金		
				500		
				諸収入		
				2,500		
2) 人事管理費	477,029	1,627	478,656	1,627		
				国庫支出金		
				1,627		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	278	
3. 職員手当等	191					
4. 共済費	113					
12. 委託料	1,045					
[1] 人件費事業	451,886	582	452,468	582		秘書人事課
				国庫支出金		
				582		
				[ 児童福祉費補助金		
				582 ]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	278	会計年度任用職員報酬
				3. 職員手当等	191	超勤手当

款 2 総務費 項 1 総務管理費

## 款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				4. 共済費	113	厚生年金保険料 (会計年度任用職員) 65 共済組合納付金 (短期 会計年度任用職員) 48
[ 2 ] 人事管理・給与支給事業	14,017	1,045	15,062	1,045		秘書人事課
				国庫支出金 1,045 [ 児童福祉費補助金 1,045 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	1,045	電算システム改修委託料
9) 企画費	756,458	3,500	759,958	3,500		
				府支出金 500		
				繰入金 500		
				諸収入 2,500		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	1,000	
				18. 負担金、補助及び 交付金	2,500	
[18] 万博推進事業	8,520	1,000	9,520	1,000		連携戦略課
				府支出金 500 [ 総務管理費補助金 500 ]		
				繰入金 500 [ ふるさと泉南水な す基金繰入金 500 ]		

				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	1,000	万博推進事業委託料
[20] 地域コミュニティ活動支援事業	0	2,500	2,500	2,500		政策推進課
				諸収入 2,500 [ 雑入 2,500 ]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	2,500	コミュニティ補助金
10) 情報管理費	277,226	5,803	283,029	5,803		
				国庫支出金 5,803		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	5,803	
[ 3 ] 住民情報記録システム事業	105,333	5,803	111,136	5,803		デジタル推進課
				国庫支出金 5,803 [ 総務管理費補助金 5,803 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	5,803	ネットワーク回線構築及び運用管理委託料
( 2 ) 徴税費	315,569	9,100	324,669		9,100	
2) 徴收費	114,467	9,100	123,567		9,100	
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	9,100	
[ 2 ] 市税徴収事務事業	49,059	9,100	58,159		9,100	税務課
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	9,100	市税等過誤納還付金
3 民生費	13,481,582	210,420	13,692,002	206,835	3,585	

款 2 総務費 項 2 徴税費

## 款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				国庫支出金 203,248		
				府支出金 3,587		
(2) 児童福祉費	3,771,261	210,420	3,981,681	206,835	3,585	
				国庫支出金 203,248		
				府支出金 3,587		
1) 児童福祉総務費	962,348	210,420	1,172,768	206,835	3,585	
				国庫支出金 203,248		
				府支出金 3,587		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	430	
				3. 職員手当等	235	
				8. 旅費	13	
				10. 需用費	100	
				11. 役務費	1,447	
				12. 委託料	3,300	
				19. 扶助費	204,895	
[ 1 ] 人件費事業	46,966	678	47,644	678		秘書人事課
				国庫支出金 678		
				[ 児童福祉費補助金 678 ]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	430	会計年度任用職員報酬
				3. 職員手当等	235	超勤手当
				8. 旅費	13	費用弁償
[ 2 ] 児童手当事業	901,351	209,742	1,111,093	206,157	3,585	家庭支援課

				国庫支出金 202,570 [ 児童福祉費負担金 197,723 ] [ 児童福祉費補助金 4,847 ]		
				府支出金 3,587 [ 児童福祉費負担金 3,587 ]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	100	消耗品費
				11. 役務費	1,447	郵便料
				12. 委託料	3,300	電算委託料
				19. 扶助費	204,895	児童手当費
4 衛生費	2,043,754	134,749	2,178,503	87,863	46,886	
				諸収入		
				87,863		
( 1 ) 保健衛生費	704,275	134,749	839,024	87,863	46,886	
				諸収入		
				87,863		
4) 予防対策費	177,745	134,749	312,494	87,863	46,886	
				諸収入		
				87,863		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	148	
				11. 役務費	10	
				12. 委託料	134,591	
[ 1 ] 予防接種事業	177,110	134,749	311,859	87,863	46,886	保健推進課
				諸収入		
				87,863		
				[ 雑入		
				87,863 ]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	148	消耗品費 30
						印刷製本費 118

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

## 款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	10	郵便料
				12. 委託料	134,591	新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料
7 土木費	2,319,189	975	2,320,164	730	245	
				国庫支出金		
				487		
				府支出金		
				243		
(4) 都市計画費	1,575,024	975	1,575,999	730	245	
				国庫支出金		
				487		
				府支出金		
				243		
1) 都市政策総務費	59,046	975	60,021	730	245	
				国庫支出金		
				487		
				府支出金		
				243		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	975	
[5] 安全・安心住ま いづくり支援事 業(審査指導課 )	0	975	975	730	245	審査指導課
				国庫支出金		
				487		
				[ 都市計画費補助金 487 ]		
				府支出金		
				243		



				[ 都市計画費補助金 243 ]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	975	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金
歳 出 合 計	28,523,777	366,174	28,889,951			
				国庫支出金 211,165		
				府支出金 4,330		
				繰入金 500		
				諸収入 90,363		

## 給 与 費 明 細 書

## 2. 一般職

## (1) 総括 (会計年度任用職員を含む)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 387 (419)	千円 398,478	千円 1,835,287	千円 1,431,310	千円 3,665,075	千円 671,714	千円 4,336,789	
補正前	387 (417)	397,770	1,835,287	1,430,884	3,663,941	671,601	4,335,542	
比 較	0 (2)	708	0	426	1,134	113	1,247	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		補正後	千円 38,988	千円 112,866	千円 52,800	千円 21,223	千円 99,652	千円 1,224	千円 38,771
	補正前	38,988	112,866	52,800	21,223	99,226	1,224	38,771	4,800
	比 較	0	0	0	0	426	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 17,020	千円 474,044	千円 368,580	千円 201,342				
	補正前	17,020	474,044	368,580	201,342				
	比 較	0	0	0	0				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 387 (152)	千円 0	千円 1,835,287	千円 1,342,245	千円 3,177,532	千円 615,499	千円 3,793,031	
補正前	387 (152)	0	1,835,287	1,341,819	3,177,106	615,499	3,792,605	
比 較	0 (0)	0	0	426	426	0	426	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 38,988	千円 112,866	千円 52,800	千円 21,223	千円 99,652	千円 1,224	千円 38,771	千円 4,800
	補正前	38,988	112,866	52,800	21,223	99,226	1,224	38,771	4,800
	比 較	0	0	0	0	426	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
補正後	千円 17,020	千円 426,013	千円 327,546	千円 201,342					
補正前	17,020	426,013	327,546	201,342					
比 較	0	0	0	0					

## イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 0 (267)	千円 398,478	千円 0	千円 89,065	千円 487,543	千円 56,215	千円 543,758	
補正前	0 (265)	397,770	0	89,065	486,835	56,102	542,937	
比 較	0 (2)	708	0	0	708	113	821	

※（ ）内は、パートタイム会計年度任用職員数で外書です。

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
職員手当等	千円 426	その他の増減分	千円 426	児童手当事業に伴う増加	超過勤務手当 426 千円

参 考

## 款 別 現 計 予 算 表

## 1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,710,363		8,710,363	30.2
2 地方譲与税	169,180		169,180	0.6
3 利子割交付金	4,800		4,800	—
4 配当割交付金	45,700		45,700	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	43,200		43,200	0.1
6 法人事業税交付金	173,800		173,800	0.6
7 地方消費税交付金	1,394,100		1,394,100	4.8
8 ゴルフ場利用税交付金	37,200		37,200	0.1
9 環境性能割交付金	33,500		33,500	0.1
10 地方特例交付金	266,268		266,268	0.9
11 地方交付税	4,163,828	12,930	4,176,758	14.5
12 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000	—
13 分担金及び負担金	57,937		57,937	0.2
14 使用料及び手数料	334,581		334,581	1.2
15 国庫支出金	6,178,114	211,165	6,389,279	22.1
16 府支出金	2,386,656	4,330	2,390,986	8.3
17 財産収入	38,466		38,466	0.1
18 寄附金	1,203,006		1,203,006	4.2
19 繰入金	1,995,000	47,386	2,042,386	7.1
20 諸収入	296,078	90,363	386,441	1.3

(単位：千円・%)

21 市債	984,000		984,000	3.4
歳入合計	28,523,777	366,174	28,889,951	100.0

## 2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	207,259		207,259	0.7
2 総務費	2,897,147	20,030	2,917,177	10.1
3 民生費	13,481,582	210,420	13,692,002	47.4
4 衛生費	2,043,754	134,749	2,178,503	7.5
5 農林水産業費	226,490		226,490	0.8
6 商工費	246,676		246,676	0.9
7 土木費	2,319,189	975	2,320,164	8.0
8 消防費	852,998		852,998	3.0
9 教育費	2,774,544		2,774,544	9.6
10 公債費	2,235,615		2,235,615	7.7
11 諸支出金	1,218,523		1,218,523	4.2
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	28,523,777	366,174	28,889,951	100.0



議案第8号

令和6年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,167千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,662,171千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月5日提出

泉南市長 山本 優真

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		231	5,167	5,398
	1 国庫補助金	231	5,167	5,398
歳入	合計	7,657,004	5,167	7,662,171

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		153,308	5,167	158,475
	1 総務管理費	137,087	1,977	139,064
	2 徴収費	15,601	3,190	18,791
歳 出	合 計	7,657,004	5,167	7,662,171



令和6年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）事項別明細書



歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4 国庫支出金		231	5,167	5,398			
(1) 国庫補助金		231	5,167	5,398			
	1) システム開発費等 補助金	231	5,167	5,398	1. 制度関係業務事業 費補助金	5,167	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
歳 入 合 計		7,657,004	5,167	7,662,171			

款 4 国庫支出金 項 1 国庫補助金

# 歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 総務費	153,308	5,167	158,475	5,167		
				国庫支出金		
				5,167		
(1) 総務管理費	137,087	1,977	139,064	1,977		
				国庫支出金		
				1,977		
1) 一般管理費	135,350	1,977	137,327	1,977		
				国庫支出金		
				1,977		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	1,977	
[ 4 ] 保険料(税)賦課事務事業	10,840	1,977	12,817	1,977		保険年金課
				国庫支出金		
				1,977		
				[ 制度関係業務事業費補助金		
				1,977 ]		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	1,977	郵便料
(2) 徴收費	15,601	3,190	18,791	3,190		
				国庫支出金		
				3,190		
1) 賦課徴收費	15,601	3,190	18,791	3,190		
				国庫支出金		
				3,190		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	3,190	
[ 1 ] 保険料(税)収納管理事務事業	15,601	3,190	18,791	3,190		保険年金課
				国庫支出金		
				3,190		



				[ 制度関係業務事業 費補助金 3,190 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	3,190	電算システム改修委託料
歳 出 合 計	7,657,004	5,167	7,662,171			
				国庫支出金 5,167		

